

# 平成27年度から自動車税の重課割合が引き上げられます

環境に配慮した特例措置である自動車税のグリーン化税制が平成14年度から実施されています。

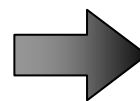
自動車税のグリーン化税制は、主に窒素酸化物や粒子状物質の排出量を抑制するための自動車環境対策として、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税額を軽減し、一定の年数が経過した環境負荷の大きい自動車については税額を重く（重課）する制度です。

平成26年度税制改正により、平成27年度から、環境性能の良い自動車の軽減割合を拡充する一方、新車新規登録後一定年数を経過した自動車の重課割合が引き上げられます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

## 重課割合の変更

重課対象車(注1)	新車新規登録の時期	平成26年度の重課割合
新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車	平成13年3月31日以前	標準税率に概ね +10%
	平成13年4月1日から平成14年3月31日	重課対象外(標準税率)
新車新規登録から11年を経過したディーゼル車	平成15年3月31日以前	標準税率に概ね +10%
	平成15年4月1日から平成16年3月31日	重課対象外(標準税率)



平成27年度以降の重課割合
標準税率に概ね <b>+15%</b> (注2)

(注1)電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリット自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車は、重課対象自動車から除外されます。

(注2)バス(一般乗合用を除く。)、トラック(被けん引車を除く。))については、重課割合は概ね10%のまま据え置きます。

## ■重課対象車(15%重課適用)の税率の例■

<自家用乗用車の場合>

区分	標準税率	重課(15%)の税率
総排気量 1,000cc以下	29,500円	33,900円
1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	39,600円
1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	45,400円
2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	51,700円
2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	58,600円
3,000cc超 3,500cc以下	58,000円	66,700円
3,500cc超 4,000cc以下	66,500円	76,400円
4,000cc超 4,500cc以下	76,500円	87,900円
4,500cc超 6,000cc以下	88,000円	101,200円
6,000cc超	111,000円	127,600円

その他の税率については、ホームページの「月割税額表」をご覧ください



## お問い合わせ

財務事務所	電話番号	管轄区域	財務事務所	電話番号	管轄区域
下田財務事務所	(0558) 24-2018	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町	静岡財務事務所	(054) 286-9130	静岡市
熱海財務事務所	(0557) 82-9061	熱海市・伊東市	藤枝財務事務所	(054) 644-9122	島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町・川根本町
沼津財務事務所	(055) 920-2019	沼津市・三島市・御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・函南町・清水町・長泉町・小山町	磐田財務事務所	(0538) 37-2211	磐田市・掛川市・袋井市・御前崎市・菊川市・森町
富士財務事務所	(0545) 65-2118	富士宮市・富士市	浜松財務事務所	(053) 458-7132	浜松市・湖西市